

令和2年3月30日

記者発表

「和歌山県国土強靱化計画」の改定について

本県では、平成27年9月に「和歌山県国土強靱化計画」を策定し、『何よりも守らなければならないのは人命である。』を基本姿勢としながら、全国トップレベルの防災・減災対策を実施してきました。

この度、本計画の5年間の推進期間（平成27～31年度）が終了することから、本県における国土強靱化をさらに推進するため、現行の構成を基本とし、これまで積み重ねてきた施策に加え、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、新たに展開すべき施策等を盛り込んだ計画に改定しました。

1 計画改定の趣旨

本県では、台風や局地的豪雨による被害が頻発しており、また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策が引き続き喫緊の課題であるため、本県における国土強靱化をさらに推進

2 基本姿勢

「何よりも守らなければならないのは人命」であり、3つの基本姿勢で強靱化を実施

- I 災害による犠牲者ゼロの実現
- II 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保
- III 県民生活の再建と産業の復興

3 推進期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度（5年間）

○ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策をまちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの

○ 国土強靱化地域計画とは

国土強靱化基本法第13条の規定により、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされている。

○ 県内市町村の国土強靱化地域計画策定状況

県内の全市町村において策定済（令和2年1月）

※全市町村で策定した都道府県は和歌山県のみ（令和2年3月1日現在）

4 主な取組

241の指標を設定し、国土強靱化の取組を推進

<Ⅰ.災害による犠牲者ゼロの実現>

① 避難場所安全レベルの設定

浸水被害や土砂災害の可能性、施設階層・構造などを考慮し、安全レベル分け

② 津波避難困難地域*の解消 * 3連動地震：4町22地区 南海トラフ巨大地震：12市町61地区

堤防強化と避難路・津波避難タワー等を整備

③ 住宅の耐震対策

耐震診断の無料化や設計、改修の個人負担を軽減

④ ブロック塀の安全対策 **追加**

福祉関連施設、学校及び通学路・避難路沿道等の安全対策を促進

⑤ 河川の整備 **拡充**

県管理河川の整備を推進 [西川：2023年度概成 熊野川：2021年度概成 等]
(日高川～和田川合流点) (日足工区)

⑥ ダムの事前放流

大雨が予想される場合に、発電用に貯めた水を予め放流する協定を電力会社と締結

⑦ 避難勧告等の判断・伝達基準

避難勧告発令の遅れが生じないよう、市町村が判断しやすい実用性の高い基準を策定

⑧ 防災情報の伝達強化

地震津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予報、防災・減災 FM ラジオ
和歌山県防災ナビアプリ **追加**、土砂災害警戒情報の精度向上（5 km→1 kmメッシュ） **拡充**

<Ⅱ.発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保>

① 高速道路ネットワークの整備促進 **拡充**

紀伊半島一周高速道路の実現

② 緊急輸送道路における沿道建築物の耐震化促進 **追加**

2022年度までに耐震診断を実施し、2024年度までに耐震化を完了

③ 災害時の長時間停電や通信障害の早期復旧体制の構築 **追加**

電力会社及び通信事業者と、復旧作業の支障物除去を県が支援する協定締結

④ 上水道及び下水道の耐震化対策等を促進

基盤強化に向けた計画を策定 **追加**

<Ⅲ.県民生活の再建と産業の復興>

① 復旧復興計画の事前策定 **追加**

2026年度までに全市町村で策定

<Ⅳ.強くなやかな国づくりに向けて>

① 国土のリダンダンシー確保

② 次世代につなぐ防災教育の推進

(参考) 現計画の進捗状況

平成27年9月に本計画を策定し、国土強靱化の取組を推進したところ、設定した217の指標のうち、約7割が達成又は順調に進捗している。

進捗状況の評価結果（平成30年度末時点）

評価	個数	説明
達成	110	目標を達成したもの
順調	38	目標に向けて進捗したもの (順調に数値が伸びているもの)
遅れている	64	目標に向けて進捗したもの (現状では目標達成が困難なもの) *変化なしを含む
悪化	3	計画策定時よりも数値が悪化しているもの
未確定	2	平成30年度の数値が判明していないもの
合計	217	

〈主な成果〉

I 災害による犠牲者ゼロの実現

- ・ 3連動地震による津波避難困難地域の解消 4町22地区（策定時）→3町9地区（2018年度）
- ・ 大規模建築物の耐震化が進捗 0%（2014年度）→80%（2018年度）
- ・ 土砂災害警戒区域の指定が進捗 33%（2014年度）→81%（2018年度）

II 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

- ・ 高速道路の供用率が上昇 54%（2014年度）→80%（2018年度）

III 県民生活の再建と産業の復興

- ・ 「復興計画事前策定の手引き」を作成

〈主な課題〉

I 災害による犠牲者ゼロの実現

- ・ 津波第1波に向けた堤防・港湾整備 11%（2014年度）→56%（2018年度）
- ・ 河川整備 37%（2014年度）→39%（2018年度）

II 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

- ・ 上水道（基幹管路）の耐震化 20%（2013年度）→25%（2018年度）
- ・ 下水道（下水管渠）の耐震化 43%（2012年度）→49%（2018年度）

(お問い合わせ先)
企画総務課
担当 谷脇・安川
直通 073-441-2337

和歌山県国土強靱化計画

平成27年9月
(令和2年3月改定)

和歌山県

目次

第1章 強靱化の基本的な考え方	1
I. 計画策定の趣旨.....	1
II. 基本姿勢.....	2
III. 計画の推進期間と不断の見直し.....	3
第2章 脅威となる自然災害	4
I. 地震・津波.....	4
II. 水害・土砂災害.....	5
第3章 強靱化の推進	6
I. 災害による犠牲者ゼロの実現.....	6
1. 津波への備え.....	6
(1) 基本的な津波対策.....	7
(2) 津波避難困難地域の解消.....	15
2. 地震への備え.....	20
(1) 建築物の倒壊等への備え.....	21
(2) 地震に起因する火災等への備え.....	24
3. 風水害等への備え.....	25
(1) 水害から命を守る対策.....	25
(2) 土砂災害から命を守る対策.....	32
II. 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保.....	36
1. 災害応急体制の整備.....	36
(1) 救助・救援体制の充実強化.....	36
(2) 必要な救援物資の確保.....	39
(3) 避難者の安心確保.....	40
(4) ライフライン等の機能確保.....	42
2. 救助・救援に資するルートの確保.....	45
(1) 道路ネットワークの確保.....	46
(2) 緊急輸送道路等の通行確保.....	48

(3) 空港・港湾の機能確保.....	50
3. 行政の災害対応能力強化.....	52
(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築.....	52
4. 地域の防災体制づくり	57
(1) 地域の防災力強化.....	57
(2) 防災教育の徹底	59
III. 県民生活の再建と産業の復興.....	61
1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組.....	61
(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保.....	61
2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組.....	65
(1) 経済基盤の機能維持.....	65
(2) 産業の持続性強化.....	68
第4章 強くしなやかな国づくりに向けて.....	73
I. 国土のリダンダンシー確保.....	73
1. リニア中央新幹線等の早期整備	73
2. 関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現.....	73
3. 双眼型の社会構造の実現.....	74
II. 次世代につなぐ防災教育の推進.....	75
1. 防災教育の充実.....	75
2. 防災文化の醸成.....	76
<参考資料1 「3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定>.....	78
<参考資料2 脆弱性評価>.....	79
<参考資料3 計画の進捗状況>.....	114

第1章 強靱化の基本的な考え方

I. 計画策定の趣旨

本県は、地形的・気象的な特性ゆえに、度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）を震源とする地震は、約90年から150年周期で繰り返し発生しており、また、毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害が発生している災害の多発地帯である。

本県では、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」により防災・減災対策に取り組んできたが、平成23年3月に南海トラフと同じ海溝型地震による東日本大震災が発生したことを受け、平成23年4月から、従来の防災・減災対策を一から見直す点検を行った。また、同年9月には紀伊半島大水害（平成23年台風第12号による災害）が発生し、死者56名、行方不明者5名、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水などの家屋被害が7,933棟と甚大な被害を受けたため、顕在化した課題について同様に対策の検討を行い、目標や個別計画を設定した防災・減災対策の総点検をまとめ、すぐにできる対策から速やかに実施してきたところである。

さらに、平成26年10月には、平成25年3月に公表した新たな津波浸水想定を基に、津波による犠牲者ゼロを目指して、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（以下「津波避難困難地域」という。）を抽出し、解消のための具体的な対策を取りまとめた「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を策定した。

一方、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定された。

本県は、このような国の動きに合わせて脆弱性評価を行いながら、これまで取り組んできた施策を再点検し、中長期に取り組むべき施策やその指標・目標を盛り込んだ「和歌山県国土強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、『何よりも守らなければならないのは人命である。』を基本姿勢としながら、全国トップレベルの防災・減災対策を実施してきた。

しかしながら、近年、全国的に自然災害が頻発・激甚化し、これまでに経験したことがない被害が発生したことから、国において、それらの災害から得られた教訓に加え、社会情勢の変化等も反映し、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」が見直され、国土強靱化の取組が加速化・深化されている。

そして、本県においても、同様に台風や局地的豪雨による被害が頻発しており、また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策が引き続き喫緊の課題であるため、近年の災害から得られた教訓を踏まえ、今後新たに展開すべき施策等を盛り込んだ計画に改定し、本県における国土強靱化をさらに推進していくこととする。

II. 基本姿勢

災害による様々な事態が想定される中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。物的被害は元に戻すことは出来ても、失われた尊い命は永久に戻ることはない。『何よりも守らなければならないのは人命』であり、本県は以下の基本姿勢で強靱化を実施する。

1 災害による犠牲者ゼロの実現

本県は、災害による犠牲者ゼロを実現するための避難対策を最優先で実行する。

特に、南海トラフの地震は、東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）で約1万9千人、南海トラフ巨大地震で約9万人という死者数が想定されており、本県にとって最大の危機である。もっとも多くの死者が発生すると想定される津波に対しては、津波対策の基本である「すぐに逃げる」ことが可能となるよう、避難場所安全レベルの設定や和歌山県津波予測システムを活用した予報の伝達、一人ひとりの避難計画の作成などのソフト対策と、避難路の整備、河川・港湾・漁港・海岸の堤防強化などのハード整備により、命を守る対策を早急に行っていく。

また、地震に対しては、住宅の耐震化や家具の固定を促進するとともに、ブロック塀の安全対策や緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化についても強化を図っていく。

そして、風水害等に対しては、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けた教訓から、市町村の避難勧告等の判断基準の見直しや和歌山県気象予測システムによる降水予測情報の提供に取り組んできたところであり、中小河川の浸水対策、土砂災害対策なども着実に推進していく。

さらに、それらの様々な災害からの避難を促すため、「和歌山県防災ナビ」アプリをはじめとした情報ツールを活用することで、災害による犠牲者ゼロの実現を目指していく。

2 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

災害発生時の人命救助は、72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われている。大規模災害が発生した場合、広い範囲で多数の被災者の発生が想定されることから、長期停電への対応、災害時燃料の安定供給及び病院の事業継続計画の策定等により、救助・救援、医療活動等をより迅速に行える応急体制の強化に取り組むとともに、必要な物資、避難者の安心及びライフライン機能の確保を行っていく。

また、津波による甚大な被害が想定される本県南部の沿岸地域へのルートは、近畿自動車道紀勢線の全線事業化が決定され、早期整備を促進しているものの、現状では国道42号に限られている地域があり、国道42号が分断された場合を想定した道路ネットワークの代替性確保や、空路・海路のルート確保に取り組んでいく。

さらに、防災ヘリコプターの運航体制の強化やドローンの活用等、行政機関の災害対応能力を強化するとともに、関係機関と連携した実践的な訓練などを実施し、自分の身は自分で守るという「自助」と、お互いに助け合って守るという「共助」を基本とした地域防災力の強化に取り組んでいく。

3 県民生活の再建と産業の復興

被災した地域の復旧・復興が遅れると避難所生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことから県民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと企業活動の停止や企業の県外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

県民生活を迅速に再建するため、既に体制を構築している被害を受けた住家被害の認定や大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するための支援体制等を効果的に運用できるよう準備するとともに、本格復興にすぐに着手できるよう、市町村における復興計画の事前策定を促進するなど、事前準備に万全を期す。

さらに、長期間に及ぶ経済活動の停滞は県民生活にも大きな影響があることから、道路、港湾等の物流ネットワークの機能維持や、農産物、水産物の生産・物流を維持できる体制整備に取り組むとともに、県内企業の事業継続計画の策定や持続性の確保を促進するなど、地域経済を支える産業が迅速に再開・回復できる体制づくりを進めていく。

Ⅲ. 計画の推進期間と不断の見直し

本計画は、強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、令和2(2020)年度～令和6(2024)年度を推進期間とする。

なお、毎年度の施策の進捗状況の管理を行うとともに、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

また、国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等に対応するため、本計画に記載する施策に係る具体的な事業については、必要に応じて、別途、定めることとする。

第2章 脅威となる自然災害

I. 地震・津波

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、これまでも約90年から150年周期で繰り返し津波をともなう地震が発生しており、紀伊半島は南海トラフの震源域が近い
ため、津波により大きな被害を受けている。

文部科学省によると、南海トラフの地震は今後30年以内に70～80%の確率で発生すると評価されている（令和2年1月24日文部科学省地震調査研究推進本部公表）。

南海トラフの地震

・3連動地震

南海トラフ沿いの3つの地震（東海・東南海・南海）が同時に起こること。国が宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもので、特に大きな被害が想定。

・南海トラフ巨大地震

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低い
が、仮に発生すれば極めて甚大な被害が想定。

